

入札制度の改正について

入札制度について、令和2年4月1日以降に入札公告を行う案件から次のとおり改正します。

最低制限価格の設定方法の変更

国の低入札価格調査基準の運用に準じ、次のとおり算出するものとします。
なお、乗じる割合等については、国の運用が改正された場合は変更します。

【建設工事】（中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデル）

予定価格算出の基礎となる次に掲げる額の合計額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とします。

ただし、次に掲げる額の合計額（万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とし、予定価格（税抜き）に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額（万円未満切上げ）に消費税相当額を加えた額とします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
(それぞれ円未満切捨て)

なお、工事の性質上、上記の算定方法により難しい場合は、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の割合を予定価格（税抜き）に乘じて得た額に消費税相当額を加えた額とします。

【建設コンサルタント等業務委託】

次の表の業種区分ごとに、同表①から④までに掲げる額の合計額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とします。

ただし、同表①から④までに掲げる額の合計額（万円未満切捨て）が、予定価格（税抜き）に同表⑤の割合を乗じて得た額を超える場合にあっては同表⑤の割合を乗じて得た額（万円未満切捨て）に消費税相当額を加えた額とし、予定価格（税抜き）に同表⑥を乗じて得た額に満たない場合にあっては同表⑥を乗じて得た額（万円未満切上げ）に消費税相当額を加えた額とします。

業種区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の8.2	10分の6
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の8	10分の6
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8	10分の6
地質調査業務	直接人件費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の8.5	3分の2
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の8	10分の6

(①～④は、それぞれ円未満切捨て)

なお、業務の性質上、上記の算定方法により難しい場合は、契約ごとに同表⑥の割合から同表⑤の割合の範囲内の割合を予定価格（税抜き）に乗じて得た額に消費税相当額を加えた額とします。